

農林漁業の 6 次産業化の推進に関する政策評価（概要）

<資料内訳>

資料 2 - 1 平成 28 年度第 3 期 政策評価計画（案）

資料 2 - 2 農林漁業の 6 次産業化の推進に関する政策の脈絡図（未定稿）

資料 2 - 3 農林漁業の 6 次産業化の推進に関する政策評価の評価チャート（未定稿）

平成 28 年度第 3 期 政策評価計画(案)

名 称	農林漁業の 6 次産業化の推進に関する政策評価（総合性確保評価）
目 的	<p>1 我が国の農林水産業・農山漁村の現場を取り巻く状況は、担い手の減少や高齢化の進行、所得の減少など深刻となっている。</p> <p>2 このような状況を踏まえ、「日本再興戦略 - JAPAN is BACK-」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）では、「農林水産業を成長産業にする」とされ、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定。26 年 6 月 24 日改訂）では、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」を創り上げることとされており、これらを実現するための取組の一つとして農林漁業の 6 次産業化を推進している。</p> <p>3 上記政府方針では、6 次産業化に係る目標（KPI）は、「6 次産業化の市場規模を 2020 年（平成 32 年）に 10 兆円とする」などとされており、直近の実績値は、平成 25 年度で 4.7 兆円、26 年度で 5.1 兆円となっている。</p> <p>4 他方、農林水産省の「六次産業化・地産地消法に基づく認定事業者に対するフォローアップ調査の結果（平成 27 年度）」によると、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）に基づき、総合化事業計画の認定を受けた者のうち、平成 26 年 4 月 1 日から 27 年 3 月 31 日までに事業を実施した者（1,949 事業者）の事業計画の進捗状況（注）は、「概ね事業計画どおりに事業を実施中」は 33%、「事業計画に比べ遅れがあるものの事業を実施中」は 62%となっており、「計画した事業が実施されていない」とする者も 5%あるという状況となっている。</p> <p>（注）1,949 事業者のうち、回答のあった 1,880 事業者の進捗状況。</p> <p>5 この政策評価は、以上のような状況を踏まえ、農林漁業の 6 次産業化の推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施するものである。</p>
調 査 項 目	<p>1 農林漁業の 6 次産業化に関する政策・施策の実施状況</p> <p>2 農林漁業の 6 次産業化に関する政策・施策の効果の発現状況</p>
調査対象機関	農林水産省、経済産業省
関連調査等対象機関	都道府県、市町村、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、関係団体等
調査実施時期	平成 28 年 12 月～30 年 3 月（予定）
担当評価監視官等	農林水産、環境、防衛担当評価監視官 管区行政評価局等

【6次産業化の定義(六次産業化・地産地消法の前文より引用)】

「1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す」取組

【背景】 【日本再興戦略(H25.6.14閣議決定)】

【農林水産業・地域の活力創造プラン(H25.12.10農林水産業・地域の活力創造本部決定、H26.6.24改訂)】

● ●
農地の耕作放棄地の増加
農山漁村の担い手の減少・高齢化や所得の減少
等

第I. 総論 5. 「成長への道筋」に沿った主要施策例

○農林水産業を成長産業にする

＜成果目標＞(※関連抜粋)

◆2020年に6次産業の市場規模を10兆円(現状1兆円)とする

◆今後10年間で6次産業化を進める中で、農業・農村全体の所得を倍増させる戦略を策定する

第II. 3つのアクションプラン 二. 戦略市場創造プラン

【テーマ】世界を惹きつける地域資源で稼ぐ社会の実現

○世界に冠たる高品質な農林水産物・食品を生み出す豊かな農山漁村社会

・農林水産業を成長産業とし、今後10年間で6次産業化を進める中で、農業・農村全体の所得を倍増させる戦略を策定し、実行
・その着実な推進のため、官邸に設置した「農林水産業・地域の活力創造本部」において、今後の政策の方向性を「農林水産業・地域の活力創造プラン(仮称)」として、できるだけ早期に取りまとめ

⇒2014年度: 5.1兆円(※)
※ 市場規模は、今後、成長が見込まれる次の7分野の合計(注)
・加工・直売
・輸出
・都市と農山漁村の交流
・医福食農連携
・地産地消(施設給食等)
・ICT活用・流通
・バイオマス・再生可能エネルギー
【日本再興戦略改訂2016(H28.6.2閣議決定)】

(注)「食料・農業・農村基本計画」(H27.3.31閣議決定)を策定するに当たって、6次産業化の市場規模として整理された、今後成長が見込まれる7分野の合計である。

【基本的考え方】

- ◎国内外の需要(需要フロンティア)の拡大
- ◎需要と供給をつなぐ付加価値向上のための連鎖(バリューチェーン)の構築
- ◎生産現場の強化
- ◎農村の多面的機能の維持・発揮

【政策の展開方向】

- 1 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進
- 2 6次産業化等の推進
- 3 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減
- 4 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設
- 5 農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進
- 6 人口減少社会における農山漁村の活性化
- 7 林業の成長産業化
- 8 水産日本の復活
- 9 東日本大震災からの復旧・復興

展開する施策

- ① 農林漁業成長産業化ファンド(A-FIVE)出資案件の形成促進
- ② 農商工連携、医福食農連携等の6次産業化、地理的表示保護制度の導入、異分野融合研究の推進
・六次産業化・地産地消法
・農商工等連携促進法
・6次産業化ネットワーク活動交付金 等
- ③ 次世代施設園芸等の生産・流通システムの高度化の推進
- ④ 新品種・新技術の開発・普及及び知的財産の総合的な活用
- ⑤ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーに係る取組の拡大・深化
- ⑥ 食品ロス削減の推進
- ⑦ 企業を含む地域の関係者と連携した畜産クラスターの構築支援、6次産業化・輸出促進のための生乳取引の多様化等による酪農家の創意工夫に応える環境整備

※ 下線は、今回の調査対象の中心として考えているもの。

学校給食での国産農林水産物の利用割合を2015年度までに80%に向上させる等

2020年までに6次産業化の市場規模を10兆円に増加等

今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立等

左の政策・施策等の推進により、

強い農林水産業・美しく活力ある農山漁村を創る
農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増

※ 上記KPIは、プランの「政策の展開方向」の各事項に係るものを抜粋。なお、「政策の展開方向」4~9に係るものは省略。

農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価の評価チャート（総合性確保評価）（未定稿）

評価の対象とする政策	「農林水産業・地域の活力創造プラン」、「日本再興戦略」等に基づき講じられている農林漁業の6次産業化の推進に関連する各種施策・事業
対象とする政策の目的	農林漁業の6次産業化の推進により、農山漁村の潜在力を引き出し、新たな所得と雇用を生み出す

評価の観点	評価の対象とする施策・事業		主な着眼点・調査内容	
	農林水産業・地域の活力創造プラン等における6次産業化に関する各種施策・事業	日本再興戦略等における成果指標		
六次産業化の推進に係る各種施策・事業が、どの程度効果を上げているか。	<p>【有効性】 ○6次産業化を推進するための関連施策・事業は、農林漁業者等の所得・雇用の増加のために、有効に機能しているか。</p> <p>【効率性】 ○より少ない財政負担で狙った効果が得られているか。</p>	<p>○ 標記プランに掲げられた成果指標（10兆円）に寄与する6次産業化の施策・事業には様々な分野・種類があるところ。</p> <p>○ 本政策評価では、これら様々な分野・種類の施策・事業の基本となる6次産業化の取組について、その取組に対する支援の基本スキームである ・六次産業化・地産地消法 ・(株)農林漁業成長産業化支援機構法 ・農商工等連携促進法 を通じた6次産業化の施策・事業を評価対象の中心とする。</p> <p>【主な支援】 1. 補助金・交付金による支援 ○ 6次産業化ネットワーク活動交付金（農林水産省） 六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法に基づき計画（総合化事業計画又は農商工等連携事業計画）（※）の認定を受けた者に対して、①新商品開発、販路開拓等や、②新たな加工・販売等へ取り組む場合に必要施設整備等に対して補助するもの （予算額 H26：23.6億円、H27：23.3億円、H28：20.3億円） ※ 総合化事業計画の認定件数：2,172件（H28.9.30現在） 農商工等連携事業計画の認定件数：705件（H28.10.14現在）</p> <p>○ ふるさと名物応援事業補助金（経済産業省） 農商工等連携促進法に基づき農商工等連携事業計画の認定を受けた者に対して、①新商品開発、販路開拓等や、②新たな加工・販売等へ取り組む場合に必要施設整備に対して補助するもの （予算額 H26：40億円（補正予算）、H27：16.1億円、H28：10.0億円）</p> <p>2. 出資による支援 ○ (株)農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）からの出資（農林水産省） 総合化事業計画の認定事業者に対し、A-FIVEが直接又はサブファンド(A-FIVE、民間等から出資を受けた投資事業有限責任組合)を通じて出資を行うもの （サブファンド数：50、総額710.02億円（H28.10.1現在） 出資決定件数：103件、出資決定額：76.65億円（H28.10.12現在））</p> <p>3. 助言・アドバイスによる支援 ○ 6次産業化プランナー（農林水産省） 6次産業化に取り組む農林漁業者等に対し、新商品の販路開拓や加工技術の取得等に関するアドバイスを実施するもの</p> <p>○ 新事業創出支援事業（経済産業省） 農商工等連携事業計画策定から計画認定後の販路開拓まで(独)中小企業基盤整備機構の専門家によるアドバイス支援を実施するもの</p>	<p>【目標年度：平成32年】 ○6次産業化の市場規模を平成32年に10兆円とする。</p>	<p>【主な着眼点】 1. 成果指標についての進捗状況等 ➤ 成果指標（10兆円）について進捗状況等を把握・分析する。</p> <p>2. 個別施策・事業の有効性・効率性 ➤ 成果指標に寄与する施策のうち、左記の3法に基づく施策・事業の実施状況、認定事業者の取組状況、効果の発現状況等を中心に把握・分析し、有効性・効率性を検証する。</p> <p>【主な調査内容】 1. 六次産業化・地産地消法に基づく施策・事業の実施状況、効果の発現状況 ➤ 総合化事業計画の認定事業者の事業実施状況 ➤ 6次産業化ネットワーク活動交付金等の活用状況 ➤ 施策・事業の効果の発現状況</p> <p>2. (株)農林漁業成長産業化支援機構法に基づく施策・事業の実施状況、効果の発現状況 ➤ 出資案件の組成への取組状況 ➤ 施策・事業の効果の発現状況</p> <p>3. 農商工等連携促進法に基づく施策・事業の実施状況、効果の発現状況 ➤ 農商工等連携事業計画の認定事業者の事業実施状況 ➤ ふるさと名物応援事業補助金等の活用状況 ➤ 施策・事業の効果の発現状況</p> <p>4. その他6次産業化関連の施策・事業と他府省の施策・事業との連携状況等</p>